報告第１１号

専決処分の報告について

次のとおり地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和５年１１月２４日　提出

四條畷市長　東　　修　平

専決第１１号

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、次のとおり地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分する。

令和５年１０月２６日

四條畷市長　東　　修　平

記

１　損害賠償の額　　１，７８０円

２　損害賠償の相手方　■■■